

## 伊丹市地域学校協働ボランティア人材バンク設置運営要綱

### (趣旨)

第1条 伊丹市地域学校協働活動推進事業に伴う学校支援ボランティア及び土曜学習に伴う土曜教育推進員（以下「地域学校協働ボランティア」という。）の人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置及び運営に関する必要な事項を定め、教育活動の支援体制の推進を図る。

### (管理主体)

第2条 人材バンクの管理主体は、伊丹市教育委員会とする。

### (登録の範囲)

第3条 人材バンクに登録できる範囲は、伊丹市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）において学校支援ボランティア及び土曜学習（以下「本事業」という。）を推進するための活動の範囲とする。ただし、登録を募集する分野については、教育委員会がその都度定める。

### (登録の条件)

第4条 人材バンクに登録できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす個人または団体とする。なお、18歳以下（大学生を除く）の登録にあたっては、保護者の同意を必要とする。

- (1) 本事業及び登録制度の目的を理解し賛同する者
- (2) 本事業における活動に自らの能力を積極的に提供しようとする者
- (3) 政治・宗教・営利活動を目的としない者

### (登録の方法)

第5条 人材バンクの登録は、原則として一般公募とする。

### (登録の期間)

第6条 教育委員会は、年度毎に期間を定めて登録を行う。

### (登録の手続き)

第7条 人材バンクに登録しようとする者は、次の人材バンク登録申込書等に必要事項を記入し、教育委員会に提出するものとする。

(1) 個人で登録の場合は、人材バンク登録（申込・変更届・取消届）書（以下「登録書等」という。様式1号-1，様式2号-3，様式2-3-2）を提出する。

(2) 団体で登録の場合は、登録書等にあわせて、人材バンク登録書（様式1号-2，様式2号-1，様式2号-2，様式2号2-2-2）をあわせて提出する。

（登録内容の確認）

第8条 教育委員会は、登録申込書の提出があったときは、必要に応じて聞き取り調査等の方法により、申込書記載事項の確認を行い、地域学校協働ボランティアとしての適格性を審査する。

（登録，登録者のリストの作成）

第9条 教育委員会は、人材バンクへの登録を決定した場合は、活動の分野，活動可能個所名などを記載した人材バンクリストを作成し、人材バンク登録者（以下「登録者」という。）として管理する。

（登録の取消）

第10条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は人材バンクの登録を取り消すことができる。

(1) 登録者から登録書等によって登録取消の届け出があったとき。

(2) 登録者が事業を利用して政治，宗教又は営利目的の活動を行ったとき。

(3) 登録者の申請内容に偽りがあったとき。

(4) その他登録者として不適切と認めたとき。

（登録内容の変更）

第11条 登録者は、登録申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに教育委員会に登録書等によって、その変更内容を届け出なければならない。

（登録者の活動）

第 1 2 条 登録者は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 教育活動支援
- (2) 教育環境整備支援
- (3) 学校行事に係る支援
- (4) その他、学校の支援要請に応じ教育委員会が必要と認める活動

(地域学校協働ボランティア活動保険の加入)

第 1 3 条 教育委員会は、登録者について地域学校協働ボランティア活動にかかる保険に加入させなければならない。この場合において、地域学校協働ボランティア活動にかかる保険に係る費用は、予算の範囲内において教育委員会が負担する。

2 教育委員会は、登録者が団体であるときは、地域学校協働ボランティア活動にかかる保険の加入にあたり、必要に応じて加入できる人数に制限を設けることができる。

3 地域学校協働ボランティア活動中の事故によって被った損害に係る補償については、原則として地域学校協働ボランティア活動保険の範囲内とする。

(費用負担)

第 1 4 条 登録者の活動にあたっては、原則無償とする。

2 有償とする場合は、必要な事項を教育委員会が別に定める。

(個人情報の保護)

第 1 5 条 教育委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年伊丹市条例第 2 9 号）に基づき、登録者の個人情報の保護について十分に配慮するものとし、個人の権利・利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 教育委員会は、登録者及び地域学校協働ボランティア派遣団体（以下「派遣団体」という。）に対して第 1 2 条に掲げる活動の実施にあたって、知り得た個人情報の保護に対する十分な配慮と

個人の権利・利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いについて指導しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 登録者および派遣団体は、教育活動の実施に当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。登録者でなくなった場合及び派遣事業終了後においても同様とする。

(研修)

第17条 登録者は、必要に応じて教育委員会が開催する研修会等に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(庶務)

第18条 人材バンクの運営に関する庶務は、伊丹市教育委員会事務局生涯学習部社会教育課において処理する。

2 地域学校協働ボランティア登録派遣事業その他派遣団体の円滑な活動にあたっては、統括コーディネーター又は校区コーディネーターが、その調整を行う。

(細則)

第8条 この要項に定めるもののほか、人材バンクの運営について必要な事項は、教育委員会において別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。